

港湾法施行令の一部を改正する政令案参照条文

港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。

3 9（略）

（入港料）

第四十四条の二（略）

2 政令で定める重要港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率を定めて、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。その料率を変更しようとするときも同様である。

3（略）

（経過措置）

第六十条の三 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

港湾法施行令（昭和二十六年一月十九日政令第四号）（抄）

（重要港湾、特定重要港湾及び避難港）

第一条 港湾法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する重要港湾及び特定重要港湾並びに同条第九項に規定する避難港は、別表第一のとおりとする。

（入港料の徴収の同意を得ることを要する港湾）

第十七条 法第四十四条の二第二項の政令で定める重要港湾は、別表第五のとおりとする。